

税務署からのお知らせ

問合せ 本庄税務署 ☎0495-22-2111(代表)

◎確定申告のお知らせ

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと自宅等でパソコン・スマートフォンから確定申告書が作成できますので、e-Taxでの申告または書面で印刷して郵送のいずれかでご提出ください。

「ID・パスワード方式の届出完了通知」をお持ちの方は、ご自宅等で「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成する際、IDとパスワードを入力すればe-Taxで申告することができますので、是非ご利用ください。

「確定申告書等作成コーナー」の操作や確定申告に関するご質問・ご相談は、まずは、国税庁ホームページで検索・電話にてお問い合わせください。

- 確定申告などに関する疑問について
国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

- e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」

☎0570-01-5901

【受付】月曜～金曜(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます)



所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設いたします。なお、確定申告会場の開設期間前は、相談スペースが限られており、長時間お待ちいただく場合があります。

【開設場所】 本庄税務署 (本庄市駅南2丁目 25 番 16 号)

【開設日時】 **2月17日**(月)から**3月16日**(月)まで (土、日及び祝日を除きます)

※2月14日(金)までは、確定申告会場は開設していません。

相談受付：午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)

相談開始：午前9時から

- 【注意事項】
- ①申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。
 - ②相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。
 - ③確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。
 - ④税務署の駐車場が満車の場合は、ご自分でお近くの有料駐車場をご利用いただく場合があります。

所得税の確定申告及び町・県民税の申告相談受付

問合せ 税務課 町民税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

申告が必要な方

令和2年1月1日現在、神川町内に居住している方で、次に該当する方は申告が必要です。

- 事業所得(営業や農業)や不動産所得がある方
- 給与所得者で次に該当する方
 - ・勤務先から町へ「給与支払報告書」の提出がされていない方(勤務先にてご確認ください。)
 - ・複数の勤務先から給与の支払いを受けている方
 - ・勤務先で年末調整を済ませていない方
- 公的年金受給者で次に該当する方
 - ・生命保険料控除や医療費控除等の申告をする方
 - ・所得税の還付申告をする方
- 雑所得や一時所得などがある方
- 収入が無い方で、所得等に関する証明が必要な方

※国民健康保険(16歳以上)、後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者及びその世帯主については、収入が無かった場合でも保険税(料)の軽減判定などに必要となりますので、必ず申告をお願いします。

申告に必要なもの

- 全員が用意するもの
 - ・個人番号及び本人確認できるもの(「マイナンバーカード」や「通知カードと免許証や保険証」など)
 - ・認印(朱肉を使うもの)
- 該当する場合に用意するもの
 - ・税務署から送付された申告書や葉書
 - ・源泉徴収票や収支内訳書、支払調書など前年の収入がわかるもの
 - ・健康保険や国民年金など社会保険料の支払証明書
 - ・生命保険料、地震保険料などの支払証明書
 - ・障害者控除を受ける方は障害者手帳や療育手帳等(要介護認定者で障害者控除を受ける場合は、保険健康課で発行する障害者控除対象者認定書)
 - ・医療費控除又は医療費控除の特例を受ける方は医療費等をまとめた明細書(確認のため領収書等もお持ちください。)
 - ・控除対象の配偶者や扶養親族がいる方はその方の所得及び個人番号がわかるもの
 - ・住宅取得控除を受ける方は年末残高証明書及び給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
 - ・所得税の還付申告の場合は預金通帳など振込先のわかるもの(本人名義のもの)
 - ・その他、申告に必要と思われるもの

町の申告会場では受けられない申告内容

次の内容の確定申告は町の申告会場ではお受けできません。税務署で申告をお願いします。

- ・青色申告
- ・分離課税の申告(上場株式等の配当や譲渡所得、土地建物の譲渡所得など)
- ・先物取引に係る雑所得の申告
- ・住宅借入金等特別控除の初回申告
- ・雑損控除の申告
- ・外国税額控除の申告
- ・過年分の申告
- ・消費税の申告

※上記以外でも、税務署での申告をお願いする場合がありますのでご了承ください。

申告相談受付日程

【受付期間】2月17日(月)～3月16日(月)

【受付時間】午前9時～11時30分、午後1時～4時

※★印の日は会場移設のため午後3時30分まで

月日	対象地区	場所
2月17日(月)	矢納	ステラ神泉会議室
2月18日(火)	上阿久原	
2月19日(水)	下阿久原	
2月20日(木)	渡瀬(本町・仲町)	
2月21日(金)	渡瀬(上町)★	神川町役場3階会議室
2月25日(火)	新宿・二ノ宮	
2月26日(水)	池田・前組	
2月27日(木)	中新里・新里(中・下)	
2月28日(金)	新里(上)	
3月2日(月)	小浜・肥土	
3月3日(火)	関口・四軒在家	
3月4日(水)	貫井・元阿保(稻中・東)	
3月5日(木)	元阿保(川西・南・中宿)	
3月6日(金)	植竹(第1・第2)	
3月9日(月)	植竹(第3・第4)	
3月10日(火)	八日市(上・中)	
3月11日(水)	八日市(下・東)	
3月12日(木)	原新田・熊野堂・元原	
3月13日(金)	指定日に都合の	つかなかった方
3月16日(月)		

※申告期間近になると会場が混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。混雑緩和のためにも、なるべく指定日での申告にご協力をお願いします。